

報道各社 御中

担当：札幌市消費者センター調査指導係  
TEL728-2111

## 不当請求事業者の公表について

調査の結果、下記団体を不当請求事業者と認定しましたのでお知らせいたします。

事業者名	住所	電話
全国紛争処理支援センター	東京都北区田端 2-7-29 大東ビル 2F	03-4477-6878

### 1 市民からの相談件数 (平成 26 年 3 月 17 日現在)

相談件数	相談受付時期
3 件	平成 26 年 3 月上旬

### 2 相談状況

事業者にお金を支払った事例はありません。

相談者	相談事例
80 代女性 1 件 70 代女性 1 件 60 代女性 1 件	見知らぬ業者から、以前契約した訪問販売会社に未納金又は契約違反があるので、管轄裁判所に訴状申請されたとはがきが届いた。 全く身に覚えがないが少し不安。 破棄しても大丈夫か。

### 3 添付資料

市民に送付された不当請求文書

### 4 消費生活相談室のご案内

札幌市消費者センター消費生活相談室 **相談専用電話番号は 011-728-2121** です。

受付は、土日・祝祭日・年末年始を除く午前 9 時から午後 7 時まで。

ただし、面接相談は午後 4 時 30 分までとなっています。

## 紛争問題確認書

平成■年

(■) ■■ 号

この度、ご通知致しましたのは以前に貴方様が契約された訪問販売会社に対して未納料あるいは契約違反に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致しております。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りませんが、当センターは御本人様と原告側からの申請内容の正当性を確認する機関になりますので原則としてご本人様からのご連絡をお願い致します。

又、悪質業者によるしつこい電話勧誘や送りつけ商法等についてのご相談もお受け致します。当センターが貴方様に対して訴訟を起こしているものではありませんので予めご了承ください。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する呼出状送達後に出廷となります。  
尚、故意に放置しておく、相手方の言い分どおりの判決が出て、執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえ等をされてしまう事がありますので、十分ご注意ください。

※最近個人情報を悪用する業者の手口も見受けられます。  
万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 9:30~17:00 (土・日・祭日を除く)

(代表) 03-4477-6878

〒114-0014 東京都北区田端 2-7-29 大東ビル2F

全国紛争処理支援センター